

すいかずら

平成八年四月二十六日発行
編集 杜寺建造物美術協議会
発行 杜寺建造物美術協議会
〒108 東京都港区高輪一―五―一―二二
(株)小西美術工芸社内
TEL (〇三) 三四四七―一四八一
FAX (〇三) 三四四七―〇七三六

文化財保護法の改正へ

―新しい制度を導入 近代建造物に重点を置き―

（平成八年三月二十五日刊
「神社新報社」より承認を得て転載）

「文化庁では二十年ぶりに文化財保護法の改正案を今国会に提出した。法案では文化財保護の多様化を図るため、あらたに文化財登録制度を導入するほか、文化財保護法上での市町村の教育委員会が果たす役割を重視、文化財保存、活用に関し市町村の教育委員会が国に意見を具申する権利の明確化をはかるとともに、重要文化財等の公開手続きの緩和も盛り込んでいる。中でも登録制度では、多様で大量な近代の文化財を、まづ建造物から登録、都市開発等による消滅の危機から保護しようとしてある。登録文化財となる

と、固定資産税や地価税が軽減されるほか、歴史的建造物活用や整備事業に対する低利融資も実施される。」
（以上原文のまま）
以下同紙の記事を編集子なりに要約させて貰うと次の様なこととなります。
従来の文化財保護法は基本的な法の条文で、文化財を護るという大前提が本旨で大切な事ではある訳ですが、やはり多年のさまざまな事例や経緯が示すように、もっと幅広く多面的な観点から、文化財を活かして行く方向づけの一端として取り上げたという印象が強いと思います。即ち登

録制度は、指定制度に比べ規制を緩和して対応をし易いものにし、所有者の負担をも種々軽くしてあげて文化財を活用しながら保存出来る道をつけるものということになります。現在全国の約二万五千件の建造物の対象から、日本建築学会や土木学会、文化庁の近代和風建築・近代化遺産調査をもとに実態を把握して、二千五百件に絞り込み登録文化財とする準備を進める予定だということです。神社関係では「明治神宮宝物殿」や「近江神宮社殿」などが登録文化財の候補にあがっているそうです。
文部大臣が「登録基準」を設け、各教育委員会から意見を聞き、文化財保護審議委員会にはかったのち文化財登録原簿に登録し、登録後は所有者に対し登録を通知し、登録証を交付し告示する、とのこ

とです。又、登録については地方公共団体から推薦があれば、指定文化財の場合とは異なり比較的容易に登録を受けることが可能となる、とあります。現行の指定制度では、建物の内・外部共の現状変更については、文化庁長官の許可が必要のため、ほぼ禁止に近い状況なのですが、登録制度ではこれが届出制となります。即ち、外部を大きく変更する場合に届け出て、文化庁が指導、助言、勧告等を行うということになります。つまり、今までの修理工事等で現状を変更したい状況になった場合、担当技師や業者が頭を抱えるケースもどうやら解消される事になります。
現在、建造物の場合、文化財の指定を受けると、家屋・土地とも固定資産税、地価税が非課税の優遇措置がとられています。登録制度となり、登録された文化財の固定資産税のうち家屋部分の税額が半額以内に軽減される支援措置のほか、地価税も半額に減免される。建造物の修理などの整備にあたっては指定文化財同様、日本開発銀行、北海道東北開発公庫などから

低金利で融資を受けることが出来る。また、利点もある様です。

これらの改正を是とし大いに歓迎するものです。私共の様な修理部門を担当させて頂く業者にとって、近世社寺・近代建築の文化財保護対策が打ち出される事は、前途に光明を見る思いがいたします。私共からは間接的な表現しか出来ませんが、文化庁及び関係部門の皆様方の御盡力に深甚なる感謝を捧げるものでございます。

当第二号の編集方針として 彩色特集を組みました

当協議会には三部門ございまして、今回はそのトップをきって「彩色特集」号として盛り沢山に編集いたしました。時宜を得た中級技術研修の様子や部会長を中心にした鼎談会や材料店紹介等を入れさせて頂き、面白く読んで頂ける内容になった心算ですが如何でしょうか。